

# 静岡県農地中間管理事業の推進に関する基本方針

静岡県

本県農業が成長産業として発展していくためには、ビジネス経営体や認定農業者等担い手を核とした力強い農業構造を構築していくことが重要である。

そのため、担い手の農業経営の規模拡大、省力化・低コスト化を支援し、農地の担い手への面的な集積を進めるとともに、優良な農地の確保を図る。

静岡県は、農地中間管理事業の推進に関する法律第3条に基づき、静岡県において、担い手が利用する農用地の面積の目標、農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向等について、基本方針を定める。

## 1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積の目標

	現在 (平成30年度)	概ね5年後*1 (令和5年度)
耕地面積(①)	65,300ha	69,200ha
うち担い手が利用する面積(②)	24,431ha	41,000ha
認定農業者	5,047 経営体	5,500 経営体
②/①	37.4%	59%

\*1 農林水産省の指示に基づき、平成26年3月策定当時の目標値を据え置いている。

## 2 1の目標以外の農地の中間管理事業の推進により達成しようとする農用地の利用の効率化及び高度化の促進に関する目標

	現在 (平成30年度)	概ね5年後 (令和5年度)
担い手の利用する農用地の平均面積 *2	2.0ha	3.6ha

\*2 経営体への連担化した農用地の集積を目指す。

## 3 農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向

- (1) 農地中間管理機構(以下「機構」という。)を担い手への農地集積・集約化と耕作放棄地の発生防止・解消を進める中核的な事業体として位置づけ、関係機関との連携を密にして、最大限に活用する。
- (2) 農地中間管理事業は、「人・農地プラン」が作成されているなど、話し合いが進んだ地域において重点的に実施する。このため、市町による「人・農地プラン」の実質化を進め、これと連動させることにより、農地中間管理事業を効率的かつ効果的に推進する。

#### 4 農地中間管理事業の実施方法

- (1) 機構は、市町に農用地利用配分計画の案の作成を求めることを基本とする。
- (2) 農地中間管理事業に係る業務を委託することが適切な場合には、機構は、市町、J A、土地改良区等に委託する。

#### 5 農地中間管理事業に関する啓発普及

県や市町等で実施する研修会や、人・農地プランの作成・見直しのお話合いの場等において、地域の関係者に担い手への農用地の集積・集約化の機運向上を図るとともに、農地中間管理機構の活用方法等について、周知徹底を図る。

#### 6 県、市町、機構及び関係団体等の連携及び協力

農地中間管理事業の円滑な実施を図るため、県、市町、機構、農業委員会、J Aグループ、土地改良事業団体連合会、日本政策金融公庫等が連携し、必要に応じ、農地中間管理事業を推進する会議を設け、会議において各組織の役割分担を明確にするとともに、連携して担い手への農用地の集積・集約化を図る。

#### 7 その他農地中間管理事業の推進に関する事項

4のほか、農地中間管理事業の実施方法は、機構が作成する農地中間管理事業規程に定めるものとする。

平成 26 年 3 月 作成

令和元年 11 月 改正